

平成24年給与勧告等の概要

平成24年10月11日
新潟県人事委員会

職員の給与については、民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定されていますが、本年も、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与勧告を行うこととしました。

○ 本年の勧告のポイント

- ① 給料表、期末・勤勉手当ともに民間給与との較差に基づく改定なし
- ② 給与構造改革における経過措置額の廃止
 - ・ 平成25年度は2分の1（上限1万円）を減額し、平成26年4月1日に廃止
 - ・ これにより生じる原資を用い、平成25年4月に昇給の回復及び給料表の改定を実施
- ③ 市町村立学校の総括的な業務を行う事務主幹に適用される給料表の改定

1 公民給与の較差

本年4月における職員給与と民間給与それぞれの実態を調査した結果、本年の公民給与の較差は表1のとおりでした。

【表1 公民給与の較差】

	民間給与	職員給与	公民給与の較差
	370,340円	370,265円	75円(0.02%)

注 行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は43.1歳、平均経験年数は21.7年です。

2 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

職員給与と民間給与とが概ね均衡していることから、民間給与との較差に基づく改定を行わないこととしました。

ただし、市町村立学校の総括的な業務を行う事務主幹に適用される給料表について、新たな職を設置し、職務・職責をより明確にした上で、来年度から改定することとしました。

(2) 期末・勤勉手当

民間における特別給の年間支給割合と概ね均衡していることから、支給月数（現行3.95月）の改定を行わないこととしました。

(3) 特殊勤務手当

防疫等作業手当及び銃器犯罪捜査従事手当については、国における改正状況及び他の都道府県の状況等を考慮し、所要の措置を講じることが適当と考えます。

3 給与制度の改正等

(1) 給与構造改革における経過措置額の廃止等

給与構造改革における経過措置額について、平成25年度は経過措置額として支給されている給料の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成26年4月1日に廃止することとしました。

また、経過措置額の解消に伴い生じる原資を用いて、平成25年4月1日に給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給の回復（最大2号給上位に調整）及び給料表の改定〔備考欄の給料月額に乗ずる割合の改定（100分の98.82→100分の98.91）〕を実施することとしました。

(2) 昇給・昇格制度の改正

昇給・昇格制度については、本年の人事院勧告で、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、早急に改正する必要があるとして勧告・報告されましたが、本県の50歳台後半層における公民の給与差は国ほど大きくはなく、今後、制度の趣旨、人事院勧告の内容、本県の実態及び他の都道府県の動向等を考慮しながら、検討していくこととします。

4 職員の勤務時間等

職員の時間外勤務については、任命権者において様々な縮減対策に取り組んでいますが、平成23年度は、東日本大震災、長野県北部を震源とする地震、さらには7月の新潟・福島豪雨等により、時間外勤務が増加しました。任命権者においては、引き続き、縮減に一層努めていく必要があります。

5 公務運営の改善

(1) 能力・実績に基づく人事管理

勤務実績の給与などへの反映については、昇給制度を中心に各任命権者において進められているところであり、今後とも更なる勤務実績の給与などへの反映に向けて検討を進める必要があります。

(2) 有為な人材の確保・育成

引き続き、採用制度を含めた有為な人材を確保するための方策について研究・検討を重ねていくとともに、行政の高度化・専門化に対応できる人材の育成を積極的に進めていく必要があります。

(3) 公務員倫理の確保

今後とも、職員の不祥事については、再発防止策の実施や服務規律の遵守の一層の徹底を図る必要があります。

6 高齢期における職員の雇用問題

政府は、国家公務員の雇用と年金の接続について、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うこととされ、地方公務員についても、国家公務員の方針を踏まえた制度改正が検討されています。

本県においても、本県の実情に適した高齢期雇用制度について、国及び他の都道府県等の動向、関係法令の改正等に留意しながら、検討を進めていく必要があります。

7 給与勧告による職員給与

この勧告が実施されても平成24年度は給料表、特別給ともに水準改定がないために、行政職給料表適用職員（6,328人、平均年齢43.1歳）の平均年間給与は変化しません。

なお、平成24年度の行政職給料表適用職員の平均年間給与は、5,958,000円となります。また、モデル給与例は、表2に示すとおりです。

【表2 行政職給料表適用職員の年間給与（モデル）】

（単位：円）

			月 額	年間給与
係 員	25歳	独 身	195,500	3,118,000
主 任	35歳	配偶者 子2	318,000	5,130,000
補佐級	45歳	配偶者 子2	408,400	6,665,000
課長級	50歳	配偶者 子1	505,800	8,047,000
部長級	55歳	配偶者 子1	574,100	9,415,000

〈参考：過去の給与勧告の状況〉

	月例給	期末・勤勉手当	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減
平成18年	勧告なし	4.45月	—
平成19年	0.15%	4.45月	—
平成20年	勧告なし	4.45月	—
平成21年	△0.45%	4.10月	△0.35月
平成22年	△1.08%	3.95月	△0.15月
平成23年	勧告なし	3.95月	—
平成24年	勧告なし	3.95月	—

参 考

公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

